

令和6年度第1回瑞穂町廃棄物減量等推進審議会

令和7年1月31日 午前10時～
会議室名:2-1、2-2会議室
住民部環境課ごみ対策係

令和6年度瑞穂町廃棄物減量等推進審議会次第

日時: 令和7年1月31日 午前10時

場所: 2-1、2-2会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 題

(1) 令和5年度ごみ処理状況について

(2) 硬質プラスチック分別収集の報告について

(3) 剪定枝処理方法の変更について

(4) 災害廃棄物対策マニュアルについて

(5) その他

4. 閉会

令和5年度のごみ処理状況について

ごみ収集内訳 【資料用語の確認】

区分	収集方法	令和5年度		令和4年度		前年度比
		収集量(t)	構成比(%)	収集量(t)	構成比(%)	
可燃ごみ	委託収集	5,126	50.5	5,333	50.3	△207
	持込	2,112	20.8	2,184	20.6	△72
	小計	7,238	71.3	7,517	70.9	△279
不燃ごみ	委託収集	313	3.1	322	3.1	△9
粗大ごみ	直営収集	99	1.0	79	0.7	20
	持込	308	3.0	353	3.3	△45
	小計	407	4.0	432	4.0	△25
資源ごみ	委託収集	2,187	21.5	2,316	21.9	△129
有害ごみ	委託収集	14	0.1	14	0.1	0
合計		10,159	100.0	10,601	100.0	△442

【委託収集】・・・委託業者による家庭ごみの収集。
住民の家庭から出る可燃ごみ。

【粗大ごみ】・・・【直営収集】住民宅からの粗大ごみの収集。

【持込】・・・事業系ごみの西多摩衛生組合への搬入。

【持込】住民によるリサイクルプラザへの搬入。
粗大ごみの処分方法は2パターンあります。

令和5年度ごみの総量は10,159t

前年度より442tの減量

ごみ処理内訳

区分	令和5年度		令和4年度	
	処理量(t)	構成比(%)	処理量(t)	構成比(%)
焼却(西多摩衛生組合)	7,882	77.6	8,179	77.2
埋立(不燃物最終処分場)	0	0.0	0	0.0
再生利用	有害ごみ	14	14	0.1
	その他	2,263	2,408	22.7
合計	10,159	100.00	10,601	100.00

- ・ごみの処理方法は「**焼却**」「**埋立**」「**再利用**」があります
- ・平成28年度から民間事業者へ委託し、埋め立てしていたごみの**100%資源化を実現**。**埋め立て0**は今も継続中

資源物回収団体奨励金事業

区分	単位	令和5年度	令和4年度	備考
団体数	団体	27	28	子ども会9・町内会18
回収回数	回	109	113	延べ回数
回収量	kg	161,856.0	174,203.0	全4品目が対象
奨励金額	円	1,618,560	1,742,030	10円/kg
逆有償補填金額	円	0	0	

- ・「町内会」と「子ども会」による廃品回収
- ・新聞紙、雑誌、ダンボール、アルミ缶が対象で10円/kgの奨励金を交付

ごみ資源化状況

区分		単位	令和5年度	令和4年度	備考
ごみ資源化	ごみ量	t	10,159	10,601	町収集ごみ
	資源化量	t	2,955	3,143	
	資源化率	%	29.1	29.6	
総資源化	総ごみ量	t	10,321	10,775	ごみ資源化量 に集団回収分 を加えたもの
	総資源化量	t	3,117	3,317	
	総資源化率	%	30.2	30.8	

・委託収集の資源化

(資源とはごみを原料や燃料等として再利用すること)

・資源化率 **29.1%**

・総資源化率 **30.2%**(総資源化率は委託収集＋資源物回収団体奨励金分)

令和5年度の西多摩衛生組合へのごみ搬入量

		2023年度	2022年度	比較(%)
家庭系		5,770.44	5,995.30	△3.8
内 訳	一般ごみ	5,126.10	5,332.64	△3.8
	選別可燃ごみ	644.34	662.66	△2.8
事業系		2,111.22	2,183.12	△3.3
合計		7,881.66	8,178.42	△3.6

- ・家庭系ごみ・・・約225t減量
- ・事業系ごみ・・・約72t減量
- ・家庭系ごみ・事業系ごみ両方とも減少しました。

◎令和5年度減量対策実施報告

町では、平成29年度から、焼却処理をしている事業系一般廃棄物減量の具体的な取組を始めています。

事業系一般廃棄物の収集運搬許可業者に、各排出事業者の西多摩衛生組合環境センターへの搬入量を毎月報告するよう依頼し、不透明であった個々の排出量の調査を継続し、廃棄物量の推移を確認し減量対策に役立てています。

◎展開検査と立入検査の実施

「令和5年度も事業系ごみの展開検査と立入検査を実施」

- ・展開検査：瑞穂町単独で西多摩衛生組合にて事業系一般廃棄物搬入物
状況を確認し、不適物等が混入していた場合は、検査結果通
知を送付し指導を行う。※点検件数：7件、年間2回実施
- ・合同展開検査：構成市町合同で展開検査を実施
※点検件数：9件、年間1回実施
- ・立入検査：排出事業者を訪問し、保管庫の立入調査、分別の徹底指導、
減量指導、資源化協力依頼を行う※訪問件数：4件

◎展開検査と立入検査の様子

- ・展開検査では安全対策をしたうえで、鎌を使用し搬入物が適切に分別されているか、他自治体のごみが混入していないかを確認する。
- ・焼却不適物が発見された場合は収集運搬委託業者に持ち帰ってもらう。



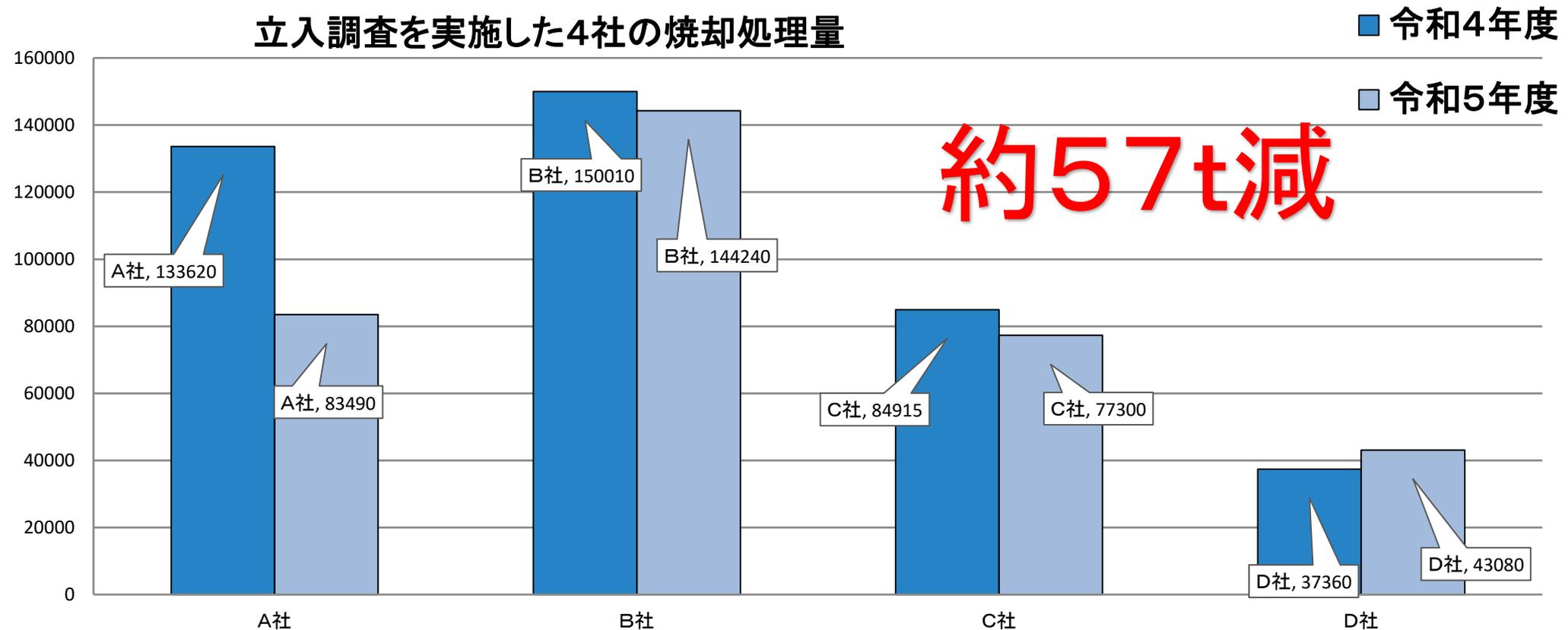
↑展開検査の様子

◎展開検査と立入検査の様子

- ・焼却不適物が混入していた場合は、排出事業者へ通知をする
- ・立入検査では、通知は作成しないが、その場で改善点等を口頭で責任者へ指導する

事務連絡 令和△年△月△日
株式会社●● 御中
瑞穂町住民部環境課長 (公印省略)
事業系一般廃棄物搬入に関する展開検査結果について (令和△年度実施分)
平素より、瑞穂町の環境行政にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。 さて、令和△年△月△日に事業系一般廃棄物の西多摩衛生組合環境センターへの搬入に関する展開検査を実施いたしました。 株式会社●●が搬入した貴社の廃棄物が、一部不適切であり、同封の検査表(抄)のとおりビニール・プラスチックなどの混入物が数多く発見されました。 町では今回の状態を憂慮すべきものであると捉えており、今後速やかに改善を図っていただきたいと思います。 つきましては、西多摩衛生組合および二ツ塚最終処分場の運営についてご理解いただき、搬入の際に混入物のないようにしてください。
瑞穂町住民部環境課ごみ対策係 電話：042-557-7706

立入調査を実施した4社の焼却処理量



	A社	B社	C社	D社(初)	合計
令和4年度	133,620kg	150,010kg	84,915kg	37,360kg	405,905kg
令和5年度	83,490kg	144,240kg	77,300kg	43,080kg	348,110kg
前年度比	-50,130kg (-38%)	-5,770kg (-4%)	-7,615kg (-9%)	+5,720kg (+15%)	-57,795kg (-14%)

令和5年度に立入調査を実施した4社について、西多摩衛生組合で焼却処理された事業系一般廃棄物は、約**405t**であり、昨年度比約**57t減**(約**14%減**)となりました。各事業者の減量推移はグラフのとおりです。

硬質プラスチック分別収集の報告 について

◎瑞穂町ではプラスチック資源循環促進法の施行に伴い、令和6年4月より硬質プラスチックの分別収集をスタートしました。

◎これまでは容器包装プラスチックはリサイクル(再商品化)が進められてきましたが、同じプラスチック素材である商品もリサイクル(再商品化)していくことが目的です。

主に分別が変わったもの

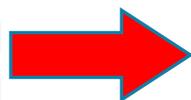
燃やせるごみ・燃やせないごみ

・バケツ

・洗面器

・ハンガー

・CD、DVD等(情報記録媒体)



硬質プラスチックへ分別

・クレジットカードより硬いものは硬質プラスチックとして収集。

※ビデオテープやカセットテープは中間処理時にテープが破砕機に絡まるため、燃やせるごみで収集。

※軟質プラスチック(クリアファイル等のハサミで切れるもの)は燃やせるごみ

◎分別が開始してからの現状

住民の反応

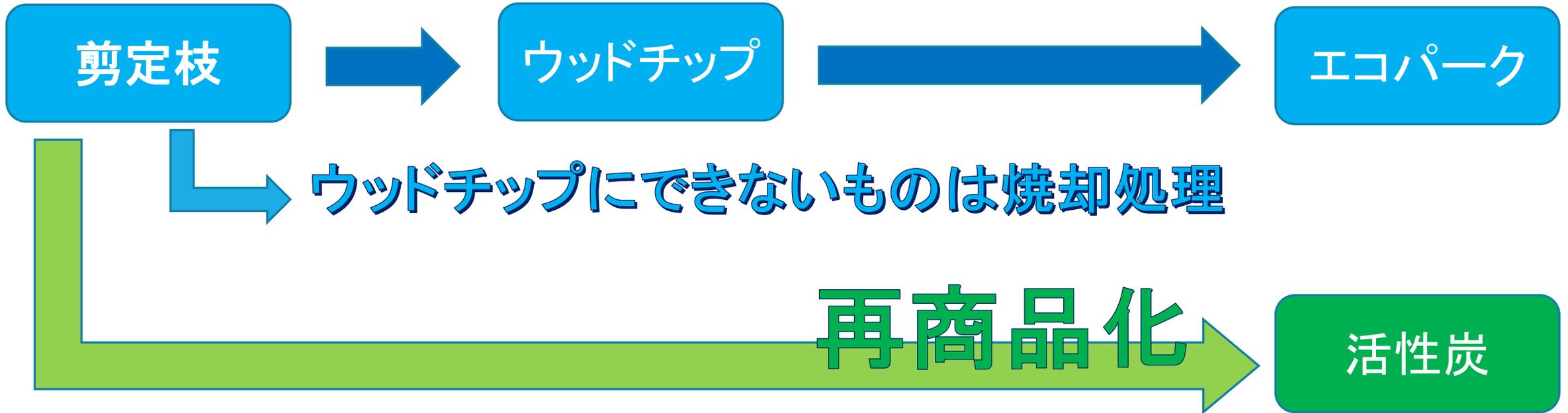
- ・分別について時折問合せはあるが、混乱が起きていたり不満の声は聞いていない
- ・「わからない」の問合せではなく、「硬質プラスチックに入れて大丈夫ですか？」の問合せをもらえている
- ・容器包装プラスチックとの混入はほとんどなく、収集業者からの報告も受けていない

◎二年目からの課題

- ・徐々にではあるが「硬質プラスチック」という言葉も認識してもらえているが、より馴染みのある言葉にしていく
- ・広報紙・ホームページの媒体やごみカレンダーを活用し、わかりやすい判断基準などを周知していく
- ・「ごみ」と「資源物」の違いを「硬質プラスチック」を通じて住民に周知していき、限りある資源を有効活用していくために、資源物の再資源化に力を入れていく

剪定枝処理方法の変更 について

剪定枝を活性炭へ再商品化



粗大ごみ等で排出された剪定枝は、これまでウッドチップに破砕し、エコパーク散策路に撒いていた。しかし、すべてをウッドチップにすることが出来ず一部を西多摩衛生組合で焼却処理していた。

西多摩衛生組合で処理していた一部の剪定枝を再商品化事業者へ委託し、活性炭へ再商品化。剪定枝は再商品化事業者が買取なので処理費用はかからない。

西多摩衛生組合
「活性炭購入」

地域資源循環

瑞穂町
「剪定枝排出」

再商品化事業者
「活性炭生産」

瑞穂町から「排出された剪定枝」は、再商品化事業者によって「活性炭へ再商品化」され、西多摩衛生組合が「活性炭を購入」しているので、**地域資源循環リサイクル**が実現している。

◎西多摩衛生組合での活性炭使用用途

西多摩衛生組合では剪定枝を加工し製造された活性炭（セラミック炭）を、**消臭やダイオキシン吸収剤**として脱臭装置による**悪臭防止対策**や焼却炉の煙道バグフィルター前で煙に吹込み、使用しています。

活性炭は従来、石炭やコークスを原料に製造されますが西多摩衛生組合で使用している活性炭（セラミック炭）は輸入原料に頼らず製造ができ、**焼却処分されていた剪定枝を原料にしている**のでSDGsの一環にもなっています。

◎瑞穂町からの搬出の流れ

事業者より剪定枝を保管するコンテナを借用し、一定量貯まったら事業者が回収する。その際の借用費や運搬費はかからない。構成市町も同様の事業を実施している。

◎今後の見込み

瑞穂町は都市部と比較すると一人当たりのごみの排出量が多くなっている。それは地域特性で剪定枝が多いことも要因になっているが、この取組により支出もなく可燃ごみ量の減少にも期待が出来る。

災害廃棄物対策マニュアル について

見本

令和6年3月21日時点



西多摩地域
災害廃棄物対策（合同処理）マニュアル
（案）

令和●年（202●年）●●月

青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町

西多摩衛生組合



見本

【目次】

第1章	総則	1
第1節	計画策定の背景及び目的	1
第2節	本対策マニュアル等の位置付け	1
第3節	本対策マニュアルの対象	4
第4節	発災後における災害廃棄物処理実行計画の策定	6
第5節	災害発生時における廃棄物の対応	6
第6節	災害発生時における廃棄物の処理	10
第7節	災害廃棄物処理事業の全体像（イメージ）	12
第2章	組織体制・情報共有	14
第1節	組織体制の確立	14
第2節	情報収集・連絡	16
第3節	関係主体との協力・連携	17
第4節	各種協定	22
第5節	受援体制の構築	22
第3章	一般廃棄物処理施設等の被害状況の確認・報告と復旧	25
第1節	一般廃棄物処理施設等の状況	25
第4章	生活ごみ・避難所ごみの対応	28
第1節	生活ごみ・避難所ごみの発生	28
第2節	生活ごみ・避難所ごみの収集運搬・処理	28
第5章	し尿等・仮設トイレ等の対応	31
第1節	し尿等の発生	31
第2節	し尿等の収集運搬・処理	31
第6章	災害廃棄物の対応	34
第1節	被災者や災害ボランティアへの周知及び広報	34
第2節	災害廃棄物等の発生量の推計	35
第3節	片付けごみの回収	36
第4節	仮置場の設置及び管理	37
第5節	処理及び処分	45
第6節	適正処理な困難な廃棄物等への対応	52
第7節	損壊家屋の撤去等の対応	54
第8節	処理業務の進捗管理	57
第7章	教育訓練	61
第1節	職員への教育訓練	61
第2節	経験の継承	61
第8章	災害廃棄物対策の推進と計画の進捗管理	62
第1節	災害廃棄物対策の推進と計画の進捗管理	62
参考資料		
要請事例1	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等支援要請書（案）	64
要請事例2	災害廃棄物処理業務指示書（兼実績報告書）（案）：収集運搬	66

計画策定の背景及び目的

近年、東日本大震災や熊本地震といった地震による災害や、平成30年西日本豪雨、令和元年東日本台風(台風第19号)といった浸水被害等による災害が起きています。大規模な災害時には、平常時に排出される廃棄物に加え、災害廃棄物が大量かつ多様に発生します。東日本台風(台風第19号)では、土砂災害や浸水被害等により東京都多摩地域の一部で災害廃棄物が発生し、その処理を実施しています。

これらの災害廃棄物については、住民の生活環境の保全や公衆衛生の維持とともに、早期の復旧、復興に資するよう、適正かつ迅速な処理が求められています。

東京都では、大量の災害廃棄物を適切に処理することを目的とした「東京都災害廃棄物処理計画」を平成29年6月に策定、令和5年9月に改定し、災害廃棄物対策に係る取組みを進めています。

このことから、青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町及び西多摩衛生組合では、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することを目的とした「災害廃棄物処理計画」を令和4年3月に策定しました。

しかし、今後は、西多摩地域(特定の自治体でのみ発生した災害廃棄物を含む。)で災害廃棄物が発生した際に合同で処理を進める「西多摩地域(青梅市・福生市・羽村市・瑞穂町)災害廃棄物対策(合同処理)マニュアルを策定する必要があります。

本対策マニュアルを、各市町及び西多摩衛生組合で作成した災害廃棄物処理計画と共に位置付け、より具体的な災害廃棄物処理に係る関係主体との情報共有と教育・訓練を重ね、災害廃棄物処理の対応能力の向上を図ります。

作成の経緯

平成30年7月

第8回ごみ分別マニュアル統一に向けた専門部会にて「**災害廃棄物処理計画**」について議題の1つとして以下の検討事項を進めていく

- ①一般廃棄物処理基本計画に含めて作成を図る
- ②次回の一般廃棄物処理基本計画改定時に含めるため**作成期限を「令和4年3月」**までとする
- ③作成例として環境省の「災害廃棄物対策指針」に基づき作成されていた「小平市」のを見本とする

令和2年7月

災害廃棄物処理計画(素案)作成
※新型コロナウイルス蔓延のため会議は開催不可

作成の経緯

- 令和4年3月 一般廃棄物処理基本計画(災害廃棄物処理計画) **完成**
- 令和4年5月 西多摩衛生組合正副管理者会議にて
①「災害廃棄物処理計画」だけでは災害が起きた時の対応が困難である
②実用性・実行性のある「**災害廃棄物合同処理計画(対策マニュアル)**」を進めていくべき
- 令和4年8月 「**災害廃棄物合同処理計画(対策マニュアル)**」の作成に向け係長級会議で意思統一。作成例の見本は「西秋川地区(あきる野市・日の出町・檜原村・奥多摩町)災害廃棄物合同処理マニュアル」

作成の経緯

令和4年12月

「災害廃棄物合同処理計画(対策マニュアル)」作成に向けて
専門部会設置を検討

「東京都災害廃棄物処理計画(平成29年度)」と「西秋川地区
(あきる野市・日の出町・檜原村・奥多摩町)災害廃棄物合同
処理マニュアル」を見本に「対策マニュアル」の作成を開始

令和5年2月

専門部会の設置

「**実用性・実行性のあるマニュアル(アクションカード)**」も作
成していくため「小金井市や岡山県倉敷市の災害廃棄物処
理初動マニュアル」を見本と進める

作成の経緯

令和6年3月

作成に向けて内容の確認・修正・意見交換を東京都環境局、東京都産業資源循環協会、構成市町、西多摩衛生組合で行う（令和5年2月から令和6年3月までに4回の専門部会を開催）

令和6年4月

4月12日

「災害廃棄物処理等に必要な資機材の提供に関する協定書」
を青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町及び西多摩衛生組合と株式会社アクティオで協定を締結する

※災害が発生した際に、災害廃棄物処理に必要な資機材（発電機、照明機器、仮設トイレなど）を優先的に提供するもの

作成の経緯

令和6年7月

地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理に係る幹事会社を選定

東京都環境局、東京都産業資源循環協会、幹事会社、構成市町、西多摩衛生組合で「西多摩地区災害廃棄物処理支援要請に関する打合せ」を開催

令和6年12月

現在

「災害廃棄物合同処理計画(対策マニュアル)」完成に向けて最終調整中

◎小平・村山・大和衛生組合の広域支援状況について

小平・村山・大和衛生組合は令和7年9月竣工予定の新ごみ処理施設建設のため、令和3年より可燃ごみの一部を他団体へ依頼していましたが、下記の3項目の対応により、令和6年度をもって広域支援が終了となります。

①既存施設の安定稼働

既存の4・5号炉の保全・補修計画により施設の安定稼働が図られたことで、定格(105t/日)に近い処理量を確保できている

②ごみ量の減少

ごみ減量・分別・資源化の取組みが進み、可燃ごみ量が減少傾向である

③新焼却施設での試運転開始

令和7年6月から新焼却施設の試運転が開始され、可燃ごみの全量受入れが予定されている

◎石川県(輪島市・珠洲市)の復旧・復興支援に協力

令和6年能登半島地震に伴う災害廃棄物の処理に関する協定書に基づき、石川県から発生した災害廃棄物の一部を受入れ、焼却処理を行っています

◎支援内容

<u>支援先</u>	石川県輪島市・珠洲市
<u>支援期間</u>	令和6年9月27日から令和8年3月31日(土日除く)
<u>災害廃棄物</u>	木くず・プラスチック類・繊維くず
<u>受入れ量</u>	令和6年度最大250t(1日最大20t)